



2021年5月21日

各 位

会 社 名 株式会社ダブルスタンダード
代表者名 代表取締役 清水 康裕
(コード：3925 東証第一部)
問合せ先 執行役員管理部長 和田 光伸
(TEL. 03-5561-7608)

監査等委員会設置会社への移行、定款一部変更及び 監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年6月29日開催予定の当社第9回定時株主総会での承認を前提として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。

また、これに伴い、同定時株主総会に付議する定款一部変更及び監査等委員会設置会社移行後の役員人事を併せて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、さらなる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図る。

(2) 移行の時期

2021年6月29日開催予定の当社第9回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更

(1) 定款変更の目的

・監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行い、あわせて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものとします。

・当社における取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することができるようにする規定を新設します。

・上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更等の所要の変更を行います。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021 年 6 月 29 日 (火)

定款変更の効力発生日 2021 年 6 月 29 日 (火)

3. 監査等委員会設置会社移行に伴う役員人事

(1) 監査等委員でない取締役の候補者

(2021 年 6 月 29 日開催予定の定時株主総会に付議及び同定時株主総会後に開催予定の取締役会に付議)

氏名	新役職名	現役職名
清水 康裕	代表取締役	同左
中島 正三	取締役	同左
飯島 学	取締役	同左
徳永 博久	取締役 (社外)	同左
赤浦 徹	取締役 (社外)	監査役 (社外・非常勤)

(2) 監査等委員である取締役の候補者 (2021 年 6 月 29 日付)

(2021 年 6 月 29 日開催予定の定時株主総会に付議)

氏名	新役職名	現役職名
大島 康則	取締役 監査等委員 (社外・常勤)	監査役 (社外・常勤)
松井 敬一	取締役 監査等委員 (社外)	監査役 (社外)
塚田 和哉	取締役 監査等委員 (社外)	監査役 (社外)

定款改正案（改正日：2021年6月29日）

（下線は変更箇所を示しております）

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>（機関） 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 <u>3. 監査役会</u> 4. 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>（員数） 第19条 当社の取締役は、<u>5</u>名以内とする。 ＜新設＞</p> <p>（選任の方法） 第20条 当社の取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 2 ＜条文省略＞</p> <p>（任期） 第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ＜新設＞ 2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、前任取締役又はその選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。 ＜新設＞</p> <p>（取締役会の招集） 第22条 ＜条文省略＞ 2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>（機関） 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> ＜削除＞ 3. 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>（取締役の員数） 第19条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は<u>6</u>名以内とする。 2 <u>当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> <p>（選任の方法） 第20条 当社の取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u> 2 ＜現行どおり＞</p> <p>（任期） 第21条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3 補欠又は増員により選任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、前任取締役又はその選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。 4 <u>補欠により選任した監査等委員である取締役の任期は、その前任の監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>（取締役会の招集） 第22条 ＜現行どおり＞ 2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるとき</p>

<p>必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第23条 <条文省略> (取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 取締役が取締役会の決議事項について提案した場合、当該決議事項の議決に加わることができる取締役全員の書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p><新設></p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第25条 取締役会の議事録は、取締役会における議案、議事の経過の要領及びその結果、反対した者とその反対理由等、法令で定める事項を記載又は記録し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p> <p>2 <条文省略></p> <p>第26条～第28条 <条文省略> (取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任の方法)</p> <p>第31条 当会社の監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>は、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第23条 <現行どおり> (取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 取締役が取締役会の決議事項について提案した場合、当該決議事項の議決に加わることができる取締役全員の書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 取締役会は、会社法399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第26条 取締役会の議事録は、取締役会における議案、議事の経過の要領及びその結果、反対した者とその反対理由等、法令で定める事項を記載又は記録し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p> <p>2 <現行どおり></p> <p>第27条～第29条 <現行どおり> (取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p>
---	---

<p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	
<p>(監査役会の招集)</p>	
<p>第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p><削除></p>
<p>2 監査役的全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	
<p>(監査役会の決議)</p>	
<p>第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p><削除></p>
<p>(監査役会規程)</p>	
<p>第 35 条 監査役会に関する事項については、法令及び定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規程による。</p>	<p><削除></p>
<p>(常勤監査役)</p>	
<p>第 36 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定しなければならない。</p>	<p><削除></p>
<p>(監査役の責任免除)</p>	
<p>第 37 条 監査役がその任務を怠ったときは、当会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。この責任は総株主の同意がなければ全部免除することはできない。</p>	<p><削除></p>
<p>2 当社は、会社法 426 条第 1 項の規定に従い、前項における監査役（監査役であった者を含む。）の責任について、法令が規定する最低責任限度額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	
<p>3 当社は、会社法 427 条第 1 項の規定に従い、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	
<p>(監査役の報酬等)</p>	
<p>第 38 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><削除></p>
<p><新設></p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p><新設></p>	<p>(常勤の監査等委員)</p>
<p><新設></p>	<p>第 31 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を定めることができる。</p>
	<p>(監査等委員会の招集)</p>
	<p>第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日</p>

<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人 第<u>39</u>条～第<u>42</u>条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算 第<u>43</u>条～第<u>45</u>条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第<u>33</u>条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会の議事録)</p> <p>第<u>34</u>条 監査等委員会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査等委員はこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会規程)</p> <p>第<u>35</u>条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人 第<u>36</u>条～第<u>39</u>条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算 第<u>40</u>条～第<u>42</u>条 <現行どおり></p>
--	--

以上